平成２２年（フ）第５０８号
兵庫県西宮市西宮浜４―11―７―1302、破産開始決定時の住所兵庫県西宮市北名次町２番32号
破産者　川本　健次
1　破産債権の届出期間　平成23年１月17日まで
2　一般調査期日　平成23年２月17日午前11時
平成22年12月16日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３８号
宮城県白石市西益岡町５番22―101号　ウエスト・ヒル101
破産者　佐藤　博則
1　破産債権の届出期間　平成23年１月28日まで
2　一般調査期日　平成23年３月９日午前10時10分
平成22年12月17日
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第６０７号
埼玉県新座市野火止６丁目２番16号、破産手続開始決定時の住所埼玉県新座市野火止５丁目２番52―1303号
破産者　松本　昌和
1　破産債権の届出期間　平成23年１月28日まで
2　一般調査期日　平成23年３月22日午前10時
平成22年12月14日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５１７号
京都府向日市物集女町出口５番地の30
破産者　中村　勇一
1　破産債権の届出期間　平成23年１月31日まで
2　一般調査期日　平成23年２月21日午後２時30分
平成22年12月17日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２８４３号
大阪府豊中市寺内２丁目３－８リブレ緑地公園306号、開始決定時の住所大阪府豊中市西泉丘２丁目2422番地１―115号
破産者　松村　稲子
1　破産債権の届出期間　平成23年１月31日まで
2　一般調査期日　平成23年３月７日午後３時30分
平成22年12月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２号
京都府綾部市本町５丁目24番地
破産者　牧野　利則
1　破産債権の届出期間　平成23年２月４日まで
2　一般調査期日　平成23年３月11日午後２時
平成22年12月17日
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第８５７号
埼玉県戸田市喜沢１丁目２番地の45、破産手続開始時の住所埼玉県戸田市上戸田５丁目３番９号
破産者　佐藤　正雄
1　破産債権の届出期間　平成23年２月８日まで
2　一般調査期日　平成23年３月22日午後４時15分
平成22年12月14日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第２７５号
宮崎県延岡市南一ケ岡７丁目8348番地262
破産者　山田　英明
異議申述期間　平成23年２月16日まで
平成22年12月16日　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１０４号
鹿児島県鹿児島市小松原２丁目14番６号　三和ビル104号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市坂之上２丁目33番29号
破産者　西留　正幸
異議申述期間　平成23年２月16日まで
平成22年12月16日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５７２号
熊本市麻生田５丁目21番21号
破産者　佐々木　剛
異議申述期間　平成23年２月17日まで
平成22年12月17日
熊本地方裁判所民事第１部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第３２号
栃木県日光市中宮祠2478番地
清算株式会社　株式会社山田屋
代表清算人　須藤　文夫
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２２年（ヒ）第２１１１号
東京都文京区湯島２丁目１番10号福栄第三ビル５階
清算株式会社　株式会社アイテム
代表清算人　尾花　政一
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０４０号
東京都港区西新橋１丁目22番14号
清算株式会社　株式会社ＡＳＴ
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第２１２９号
東京都港区元赤坂１丁目３番12号
清算株式会社　株式会社ＫＣＣ
代表清算人　酒井　裕一
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

更生計画変更

平成２１年（ミ）第１号
東京都新宿区新宿２丁目６番４号
更生会社　株式会社クリード
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件更生計画を変更する。
3　更生計画変更計画の要旨
本件更生計画第３章第４節第１の２の⑵の末尾に以下の規定を追加する。
ただし、後記３の⑵の裁判所の許可を得て確定した第２回弁済原資の額が、第２回弁済時における確定した更生債権の額（一部弁済及び免除後の額）を上回る場合には、当該上回る金額を、各更生債権者が有する当該時点における確定した更生債権の額(一部弁済及び免除後の額)に応じて按分して弁済する。この場合、権利変更区分表の免除は、上記上回る金額の限度で効力を失うものとする。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２２年（再）第１５号
札幌市北区新川１条１丁目１番23号
再生債務者　医療法人社団鶴癒会新川病院
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　札幌市中央区南１条西12丁目新永ビル６階　開本法律事務所　弁護士　開本　英幸
平成22年12月15日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再）第１１３号
東京都千代田区内神田１丁目18番11号
再生債務者　株式会社シーエーエム（旧商号株式会社シスコ・アセット・マネージメント）
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都港区虎ノ門４－３―13神谷町セントラルプレイス４階　坂井・三村・相澤法律事務所　弁護士　三村　藤明
平成22年12月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第１２１号
東京都渋谷区千駄ケ谷５丁目15番２号市嶋第４ビル
再生債務者　株式会社カーム
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区丸の内２－４－１丸ビル12階1201区　卓照綜合法律事務所　弁護士　笹浪　恒弘
平成22年12月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第１２２号
東京都江東区東砂５丁目９番13号
再生債務者　諸伏　惠一
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都港区西新橋１―20―３虎ノ門法曹ビル608　山下・下田法律事務所　弁護士　下田　　久
平成22年12月14日
東京地方裁判所民事第20部